

平成29年第3回大仙市議会定例会会議録第2号

平成29年9月5日（火曜日）

議事日程第2号

平成29年9月5日（火曜日）午前10時開議

第1 一般質問

出席議員（28人）

1番 佐藤芳雄	2番 秩父博樹	3番 三浦常男
4番 佐藤隆盛	5番 後藤健	6番 佐藤育男
7番 藤田和久	8番 佐藤文子	9番 小山緑郎
10番 茂木隆	11番 高橋徳久	12番 橋村誠
13番 古谷武美	14番 石塚柏	15番 高橋幸晴
16番 富岡喜芳	17番 大野忠夫	18番 小松栄治
19番 渡邊秀俊	20番 佐藤清吉	21番 児玉裕一
22番 高橋敏英	23番 金谷道男	24番 大山利吉
25番 本間輝男	26番 鎌田正	27番 橋本五郎
28番 千葉健		

欠席議員（0人）

遅刻議員（1人）

17番 大野忠夫

早退議員（0人）

説明のため出席した者

市長	老松博行	副市長	久米正雄
副市長	佐藤芳彦	教育長	吉川正一
代表監査委員	福原堅悦	総務部長	今野功成

企 画 部 長	五十嵐 秀 美	市 民 部 長	佐 川 浩 資
健 康 福 祉 部 長	逸 見 博 幸	農 林 部 長	福 田 浩
経 済 産 業 部 長	小野地 洋	建 設 部 長	古 屋 利 彦
上 下 水 道 部 長	高 階 仁	病 院 事 務 長	富 樫 公 誠
教 育 指 導 部 長	伊 藤 雅 己	生 涯 学 習 部 長	安 達 成 年
総 務 課 長	福 原 勝 人		

議会事務局職員出席者

局 長	伊 藤 義 之	参 事	堀 江 孝 明
主 幹	齋 藤 孝 文	主 幹	富 樫 康 隆
主 席 主 査	佐 藤 和 人		

午前10時00分 開 議

○議長（千葉 健） おはようございます。

これより本日の会議を行います。

遅刻の連絡があったのは、17番大野忠夫君であります。

○議長（千葉 健） 本日の議事は、議事日程第2号をもって進めます。

○議長（千葉 健） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可します。最初に、14番石塚柏君。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、14番。

【14番 石塚柏議員 登壇】

○議長（千葉 健） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○14番（石塚 柏） 大地・公明の会の石塚柏でございます。通告によりまして質問をさせていただきます。

今年7月22・23日の大規模な洪水に際しての消防団の方々、自主防災会、ボランティアの方々、そして市職員の皆さんに深く感謝を申し上げます。

大仙市は横手盆地の下流部にあり、四方が山に囲まれた、ちょうどすり鉢の底に位置

しております。大仙市の安全には、洪水対策は避けられない課題であります。

最初に、大曲地区の洪水対策について質問をさせていただきます。

まず、洪水の状況についてお尋ねいたします。

大仙市の降雨量と水位は、今年7月22・23日と平成23年6月の洪水時と比較して、状況はどうであったのでしょうか。大曲、南外、刈和野、協和の四つの地区の状況についてお尋ねいたします。

次に、気象庁は、非常に激しい雨である1時間に50mmを超える降雨量の回数を調べますと、40年前からの10年間の降雨量と最近、いわゆる直近の10年間の降雨量の回数の比較をすると33.5%増、3割回数が増えていると発表いたしました。

我々の感覚でも雨の降り方が違ってきたなと感じているわけですが、市はこうした気象の変化をどのように捉えているのでしょうか。また、気象の変化について、今後、防災・減災に、どう反映させるお考えでしょうか、お尋ねいたします。

次に、国土交通省では、平成27年9月11日に発生した鬼怒川・渋井川の堤防決壊で多数の死者を出したことに危機感を抱き、全国の国土交通省の河川管理事務所に堤防の一斉点検を指示いたしました。

同じ年の11月24日には、湯沢河川国道事務所が初めて大仙市、消防団、大曲市街地洪水対策協議会と雄物川、玉川、丸子川の危険箇所を合同点検しております。その後、平成28年6月、29年5月と合同巡視を継続して行っております。

合同巡視の説明で国直轄の堤防であっても、必ずしも安全ではないということを教えていただいたわけであります。それは、堤防の基盤の漏水、裏法面のすべりと堤防が決壊に至るメカニズムを教えていただきました。

また、事例として川目の上流300mの地点の雄物川右岸で平成27年9月に漏水が発生し、翌28年に護岸工事と矢板の綱板の打ち込みの補強工事をしているという事例を視察いたしました。

大曲市街地で雄物川右岸に面している町内は、船場町、川原町、緑町、あけぼの町、金谷町、日の出町、飯田町であり、2,108世帯があり、国直轄分の丸子川右岸には若竹町、白金町、丸の内町の745世帯があります。これを合計しますと、この地区には2,853世帯があります。

また、国直轄の丸子川の堤防は、大盛橋から雄物川との合流地点までの間は暫定の堤防であります。国土交通省は、洪水の状況によっては危険な地区だということで重点監

視区間に指定しております。したがって、この地区での避難活動は、極めて重要であります。市にあっては、避難訓練をどのように今後取り組むお考えなのか、さらには住宅密集地の堤防の課題を抱えている雄物川流域の自治体と重点監視区間の補強工事の実現について、国に連携して働きかけるべきではないかと考えますが、市のご所見をお伺いいたします。

次に、福部内川の改修事業についてお尋ねいたします。

今年7月の洪水は、平成23年6月の洪水から6年後に発生しております。いわゆる6年スパンであります。さらに翌月の8月に床下浸水の洪水が発生しております。県は、改修工事は平成36年度までの8年間の延長になると説明しております。しかしながら、住民からは、改修工事を平成36年まで待てる状況なのかという声が圧倒的であります。市は県に、福部内川の改修工事に国費を投入してでも、早期に完成させるように働きかけるべきと考えますが、市のお考えをお尋ねいたします。

次に、平成24年9月の一般質問で同様の質問をいたしました。再度質問を申し上げます。

内容を申し上げますと、福部内川を横断する市道、このアンダーパスは、事実上、堤防をなくしているというのと同じなので、河川改修工事の意味をなさなくなるのではないかと懸念であります。福部内川に堤防ができるわけですが、市道のアンダー部分には当然堤防ができないわけです。洪水時には、この口を開いた市道からどんどん福見町側に流れ出てきます。このアンダーパスの開口部をそのままにしていれば、福見町一帯の洪水は避けられないと質問をいたしました。また、これに対処するのは県と市ではどちらですかと質問をいたしました。道路は市の管理で、市の管轄なので市で検討すると答弁をされております。しかし、この部分については、堤防と道路が一体となっておりますので、県と市が一体となって進める対策ではないでしょうか。今年7月の状況を見ますと、アンダーの開口部から水が溢れ、大曲自動車学校がある団地に流れ込み、床上浸水被害の原因となっております。この問題を解決するには、水準測量を行い、アンダーの道路の高さと洪水水量を確認した上で改修工事に反映させるべきではないかと思いますが、当局のお考えをお尋ねいたします。

次に、旧大曲市内には重要な都市機能を持った施設が点在しております。これを東西に分断する形でJR奥羽本線が南北に位置しております。ところが、旧大曲市内の交通の要所であるアンダーパスが水没して3カ所が同時に通行止めになりました。市の交通

は全く途絶えてしまいました。市は、今後これにどう対処するお考えなのかお尋ねいたします。

さらに、厚生医療センターと北都銀行大曲支店の周辺は30cm余りの水位でありました。医療センターの救急医療の確保と銀行の機能の保全のためにポンプの能力の増強を図り、万全を期すべきと考えますが、当局のお考えをお尋ねいたします。

次に、今回の洪水では、大曲市街地内に新設された8カ所の排水ポンプが稼働したわけではありますが、むしろ水位が上がったところもあったわけですね。ポンプの排水能力を決める計算の根拠を精査し、ポンプの不足分の能力を増強するお考えはおありでしょうか、お尋ねいたします。

次に、避難所についてお尋ねいたします。

大曲東地区と呼ばせていただきますが、丸子町、福見町、戸巻町、戸蒔は、避難所として使える公共施設がない空白区であります。東部地区の避難所には、JR奥羽本線を越えて大曲工業高校に避難してほしいと指定されております。ところが、東部から避難する場合、大花町・黒瀬のアンダー、福見町のアンダー、共に不通でありました。東部地区から大曲工業高校に行くには、奥羽本線を越える跨線橋がありますが、この跨線橋を渡り切ったところに若葉町の交差点があります。この交差点は、平成23年6月の洪水では浸水している地区であります。このように東部地区は、全くの孤立状態であります。避難するのに相当の距離を移動しなければならないし、通れるかどうか分からない避難所がある可能性があります。現在指定されている避難所は適地かどうか、住民からの問い合わせがある場合には、市では避難所を再検討をするお考えはおありか、また、東部地区が公共施設のない避難所として空白の地区であることの認識がおありかどうかお尋ねいたします。

以上で終わります。

○議長（千葉 健） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 石塚柏議員の質問にお答え申し上げます。

質問の大曲地区の洪水対策についてであります。はじめに、7月22日からの大雨と平成23年6月洪水時との降水量、水位の比較については、24時間降水量で協和峰吉川観測所では、平成23年6月の約2.7倍となる364mmを記録したほか、南外地域は1.8倍の282mm、大曲地域は1.3倍の229mm、西仙北地域は1.2

倍の243mmとなっております。市全域で平成23年より降水量が多く、短期間に集中して強い雨が降ったのが今年の特徴でありました。

水位については、市内を流れる中小河川のうち淀川の淀川観測所で平成23年を1.57m上回ったほか、檜岡川の南檜岡観測所でも1.52m上回っており、このことが市西部地区の甚大な被害の一因と捉えております。

また、雄物川では、刈和野橋観測所で平成23年を74cm上回る9.04mを記録しておりますが、神宮寺観測所では、過去最高水位となった平成23年の7.74mを18cm下回ったほか、大曲橋観測所でも31cm下回っております。この要因としては、本年7月の降水量が大仙市及び横手市では平成23年を上回ったものの、湯沢市の降水量が少なかったことなどから、大曲橋観測所の水位は平成23年ほど上昇しなかったものと考えております。

一方、玉川の長野観測所では、平成23年を61cm上回る5.07mを記録しており、玉川との合流部の下流に位置する西仙北地域及び協和地域では、降水量が多かったことも重なり、雄物川の水位が上昇したものと考えております。

1時間に50mmを越す大雨が増えていることへの市の対応につきましては、平成23年6月の洪水被害を受け、これまで大曲地域の8カ所に常設排水ポンプを設置したほか、国へ雄物川無堤部の早期築堤や漏水対策、県へ福部内川築堤工事の早期完成などのハード面の整備にそれぞれ要望を行うとともに、秋田地方气象台や国土交通省湯沢河川国道事務所との連携の確認や自主防災組織の結成促進などを実施してまいりました。

全国的にも、これまでの想定を上回る集中豪雨の回数が増えていることから、国では守れない洪水は必ず発生するとの視点から国・県・市が一体となり減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的・計画的に推進し、社会全体で洪水に備える水防災意識社会の構築を目的に、平成28年度に全国で河川ごとに減災対策協議会を立ち上げており、市でも雄物川減災対策協議会に参加しております。

また、県でも同様に減災の視点からの取り組みを推進するため、地域振興局ごとに減災対策協議会を立ち上げており、県管理河川での氾濫情報のホットラインの構築などの新たな取り組みも始まっております。

今後、こうした協議会の中での情報を活用するとともに、国・県との連携を、より強固なものとし、ハード対策とソフト対策を一体的・計画的に推進し、洪水に備えてまいりたいと考えております。

次に、避難体制の確立につきましては、昨年、国土交通省より雄物川のこれまでの百年に一度の大雨から新たに千年に一度の大雨を想定した浸水想定区域図が示され、それに伴い市では現在ハザードマップを作成中であり、11月中に全戸へ配布する予定であります。このハザードマップの配布と歩調を合わせ、自主防災組織に避難訓練を呼びかけるとともに、水害時には消防団、自主防災組織と連携し、早め早めの避難を呼びかけてまいりたいと考えております。

次に、雄物川や丸子川の洪水対策に係る国への要望につきましては、6月に雄物川沿線全6市町村で構成する雄物川改修整備促進期成同盟会、7月には東北直轄河川治水期成同盟会連合会により要望活動を行っており、8月には本市単独による緊急要望を行っております。さらに9月21日に緊急要望を行う予定であり、10月にも私が会長を務める雄物川改修整備促進期成同盟会として沿線全6市町村が一丸となって要望活動を実施する予定でありますので、議員及び市民の皆様のご要望を直接国会議員や国土交通省、財務省など中央省庁の幹部に強く要望してまいりたいと考えております。

次に、福部内川の改修工事につきましては、これまでも県仙北地域振興局との事業調整会議及び仙北地域県管理河川減災対策協議会を通じて要望してまいりましたが、沿線住民の皆様のご安心・安全の確保を早期に図るため、さらなる事業推進に向け、引き続き市の最重点課題として要望してまいります。

次に、福部内アンダーパスの開口部の課題につきましては、7月22日の豪雨災害では、福部内川の水位が当該アンダーパスの歩道部より高くなっていることが確認されており、福部内川の水位を改善しない限り、抜本的な対策が困難と考えられます。

さらに、今後、上流部の築堤整備が進むにつれ、今以上に水位の上昇が予想されることから、河川管理者である仙北地域振興局と連携を密にしながら、十分に調査検証を行った上で対応策を検討してまいります。

次に、浸水被害時の都市機能維持につきましては、近年の雨の降り方の局地化・集中化や都市化の進展に伴い、多発する浸水被害への対応を図るため、水害対策に関する総合的な計画を策定したいと考えております。この計画策定により、降雨量に応じて浸水被害をシミュレーションし、浸水箇所の予測やそれらに基づく排水路と排水ポンプの整備等のハード対策に加えて、浸水時の迂回路や避難路の設置等のソフト対策を組み合わせることで対策を整備することにより、都市機能における浸水被害の軽減、最小化及び解消を図ることが可能になると考えております。

次に、大曲厚生医療センターと北都銀行大曲支店周辺の排水対策の強化につきましては、緊急的対策として丸の内ポンプ施設の増強を図りたいと考えております。

次に、大曲市街地内のポンプ能力の精査と増強につきましては、浸水被害の大きかった丸子町及び大町ポンプ施設と、先に申し上げました丸の内ポンプ施設の3カ所について排水能力の増強を図るため、今次定例会において揚水機場の設計業務委託料に係る予算の補正について追加提案を上程したいと考えております。

次に、避難所につきましては、大曲東部地区では避難に適した公共施設がないことから大曲工業高校を指定しておりますが、安全に移動できる避難に適した施設について、地元の自主防災組織や自治会の意見もお伺いしながら、適切な避難所として新たな施設を確保できるか検討してまいりたいと考えております。

【老松市長 降壇】

- 議長（千葉 健） 再質問ございますか。
- 14番（石塚 柏） ありません。
- 議長（千葉 健） 次に、2番の項目について質問を許します。
- 14番（石塚 柏） それでは、次の質問に入ります。

産業展示館の美術展示場の確保についてであります。

ご案内のとおり大仙市には、音楽を鑑賞する施設は数多くあるのですが、美術品の展示場は産業展示館の奥にある約12坪程の展示場しかありません。市内で美術品を展示する場合、交流センターの講堂や公民館の会議室を転用しているのが実情であります。

美術品は、展示する照明設備によって展示品の良し悪しが左右されますし、保安設備によっては希少価値の美術品の展示は出品の同意を得ることが困難になる場合があります。

この産業展示館の展示場は、大仙市にあって美術品の展示ができる貴重なスペースであります。現在進められている花火伝統文化継承資料館の計画では、産業展示館の美術品の展示場を取り壊し、花火資料館に通ずる廊下と出口にする計画となっております。現在の計画では、削減された美術品の展示場はなくなったままになるのか、あるいは産業展示館の中に新たに美術品の展示が可能なスペースを確保するのか、その場合、その展示場のガラスによる展示スペースの大きさ、照明設備等についての計画を明らかにしていただきたいのであります。よろしくお願いいたします。

- 議長（千葉 健） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 質問の産業展示館の美術展示場の確保についてお答え申し上げます。

産業展示館は、旧大曲市の産業振興拠点として平成3年に佐竹家本陣「鞠水館」を再建する形で建築されたもので、平成14年の内部リニューアルを機に、作品展示や講座などの生涯学習施設として利用されてまいりました。

同館では、サークル団体の作品展示のほか、書や絵画、写真展などが、ほぼ毎月開催されており、議員ご質問の第2展示室においては、昨年度、個人・団体による展示会が合わせて6回開催され、約2千人が来場しております。

なお、昨年度における第2展示室の稼働率は107日の利用で約30%となっております。

しかしながら、建物は築25年を経過しており、トイレ環境は和式が主体となっていることや施設内は靴の履き替えが必要になるなど、利用者のニーズに答えきれなくなっていることに加え、空調設備が脆弱であり、また、第2展示室にある展示ケースの空調が修理不能となっていることから、展示する美術品等への影響が懸念される状況にあります。

このようなことから、大曲の花火誕生と縁の深い同館の改修を行い、（仮称）花火伝統文化継承資料館と一体的に整備することで本市の花火文化の継承と発展の地としてふさわしい環境を構築するとともに、展示機能を強化し、資料館との連携による集客力の向上を図る計画としたものであります。

改修工事の内容につきましては、これまでも議員全員協議会等でご説明してまいりましたが、蔵部分の第2展示室を資料館と連携する出入口として、風除室、ホール、インフォメーションを設置するほか、床面全体を土足対応とし、空調設備の設置、トイレの洋式化を実施することとしております。これにより第2展示室は廃止されることとなりますが、多様な展示に対応できるよう、第1展示室の北側壁面に新たな展示ケースを設置するとともに、可動式の展示ケースを配置するなど展示機能を強化することで、これまで第2展示室で行われてきた市民による作品展示や花火資料の特別展などを、来場者からこれまで以上に楽しんでいただけるものと考えております。

施設の運営にあたっては、催し物の規模や内容に応じた利用調整を図りながら、利用しやすい施設づくりに努めるとともに、資料館や花火通り商店街との連携による相乗効果を発揮し、市街地のにぎわいづくりや交流人口の拡大を図ってまいります。

【老松市長 降壇】

○議長（千葉 健） 14番、再質問ございますか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、どうぞ。

○14番（石塚 柏） 市民の要望の中には、美術品の、例えば重要文化財級の展示、あるいは大曲市内にも相当歴史に名を残しているような方々の作品がたくさんあるわけがございます。そういったものを展示できる唯一の場所ということでもありますので、ぜひ、そういった収容できる機能を満たすということを念頭に入れていただいて改修工事をお願いしたいということがございます。答弁は結構でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（千葉 健） これにて14番石塚柏君の質問を終わります。

【14番 石塚柏議員 降壇】

○議長（千葉 健） 次に、7番藤田和久君。

（「はい、議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、7番。

【7番 藤田和久議員 登壇】

○議長（千葉 健） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○7番（藤田和久） 皆さん、おはようございます。日本共産党の藤田和久でございます。私は2点について質問いたします。

最初の質問は、7月22日・23日の大雨による被害について質問いたします。

石塚議員の質問とダブるようなところがありますけれども、ぜひ、よろしく願いしたいと思います。

7月22日・23日と続いた300mmを超える大雨の被害は、秋田県及び大仙市に膨大な被害をもたらしました。

このたびの水害などの被害に遭われた方々に対しては、心よりお見舞いを申し上げます。

また、このたびの被災に対し、警戒や調査、復旧、救援・支援、ボランティアなどに関わった関係者の皆さん、本当にご苦労様でした。一日も早い通常の生活に戻れるようにお祈りいたしたいと思います。

今回の水害の一番の理由は、もちろんかつてないほどの大雨、降雨量でありますけれ

ども、ここ10年くらいの間に再三水害に遭うという地域が何カ所かございました。この大曲地域でも福見町、中通町がそれに当たると思います。そうしますと、単なる水害とは簡単には言えなくなってしまいます。同じ地域が同じような原因で繰り返されるといことは、人災でもあると言えないでしょうか。被災された住民の中には、市も県も国も「全く誠意が見られない、何度水に浸かったら考えてくれるのか」とおっしゃった方もおりました。

そこで伺いますが、こうした被災住民の気持ちを市としてどのように考えているのか、お伺いいたしたいと思います。

また、真の原因をきっちり調査し、これ以上、水害に遭わなくてもよいように、県や国に緊急に要請していただきたいものと考えますが、いかがでしょうか。

今回の水害については、何点かの特徴がございます。私の個人的な判断ではございますが、何点か述べさせていただきます。

まず一つは、1級河川である雄物川の堤防が一部になかったり高さが低かったりしたために洪水となった例がありました。いくら立派な堤防を造っても堤防のないところがあったら、必ず水は溢れることになります。一日も早い復旧工事を国に要請していただき、安全管理に努めていただきたいと思います。

二つ目には、1級河川に流れ込むべき県管理の中小河川、農業用や生活排水などが1級河川に流れ入ることができず水が溢れ出した例が多数ありました。しかも、この中小河川も堤防のないところや、あってもところどころ低いところがあって氾濫を繰り返しています。また、こうした1級河川との合流部にはポンプアップが十分であれば、被害は少しでも縮小できたのではないかとと思われるところもございました。福見町・中通町の水害を防止するためにも、排水ポンプアップの増設が必要と思われます。中小河川の氾濫の原因をきっちり調査し、堤防工事やポンプアップなどの復旧工事に緊急に取りかかるよう、県などに再三要請していただくようお願いしたいと思います。

そして三つ目には、1級河川をはじめとする河川管理の問題であります。雄物川を見てもみますと、河川の中央部には砂利が溢れ、中洲となって山なりに盛り上がっています。それに樹木が生えています。川岸や河川敷、堤防の一部にも樹木が生い茂り、それらに流木やごみが引っかかり、増水時の川の水の流れを妨害する結果となっております。河川内を深くするという事で砂利を取り上げるとか、河川敷や中洲の樹木を伐採する必要があるのではないのでしょうか。河川全体の浚渫について、国や県にお願いをしていた

だきたいと思います。

四つ目には、復興・復旧の問題であります。私自身も8月16日、日本共産党秋田県議員団の一行として国土交通省や農林水産省などに被災に対する補償や復興・復旧に対する国の最大限の支援を要請してまいりました。もちろん他の会派や市や県としても要請しているものと思われます。被災された市民の中には、補償制度や支援助成制度について、末端まできっちり行き渡っておらない部分があるのではないのでしょうか。私ども共産党議員団に結構質問される場合があります。また、被災された家屋などへの視察調査においても、役場の方に電話したけれども来てくれないという、そういう事例もあります。幾つか見逃しなどはないのか、被災者への市としての気配りが必要と思います。いち早い復興・復旧のためにも万全を期して頑張ってもらいたいとお願いを申し上げる次第であります。

今回の水害については、避難勧告や避難指示が早めに発表され、人的被害がほとんどなく、幸いでありました。しかし、地球温暖化の影響等もあって、今回以上の規模以上の大雨がさらに予想される、そういう時期になっています。地球温暖化のために台風は超大型化になっているそうです。降雨量もこれまでは200、300というのが大雨の基準でしたけれども、今度は500、600、1000mmという事態になるかもしれません。今回の水害の原因をきっちり調査し、少しでも水害を繰り返さないための河川管理、防災対策を強化していく必要があると思います。

そこで伺いますが、市として今回の水害について、どのような特徴点とかあったのか、どのように考えておるのか、また、どのような点に重点を置いて復旧・復興を目指していくのか。さらには、被災者への補償、支援などについて、ポイント的にお答えいただければありがたいと思います。被災者の補償については、工事の補償とか住宅の関係の補償だとかダブった場合などもありますので、詳しく教えていただければありがたいと思います。

1番の質問、以上でございます。

○議長（千葉 健） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 藤田和久議員の質問にお答え申し上げます。

はじめに、大曲福見町や大曲中通町など、過去再三にわたって浸水被害に遭われている地区におきましては、平成23年度より排水ポンプの導入や可搬式ポンプの運搬設置

等により内水排除対策を実施してまいりましたが、7月22日の大雨では排水作業が追いつかず、今回も浸水を防ぐことができなかったことにつきまして、大変申し訳なく思っております。

また、国や県への要望につきましては、国へは無堤部の早期築堤を要望するとともに、県には福部内川築堤工事の早期完成を、より強く要望してまいります。

市におきましても大曲地区の想定される雨量を十分に検証の上、排水ポンプ施設の増強などを実施してまいります。

次に、今回の水害の特徴及び復旧・復興につきましては、7月22日の24時間降水量が峰吉川観測所において観測史上最多となる364mmを記録するなど、これまで経験したことがない記録的な大雨でありました。雄物川では、神宮寺地区において氾濫危険水位を1.86m上回る7.56mに達し、無堤部から溢水したほか、県管理河川の氾濫等により1,521棟の建物が被害が発生しております。

7月22日からの大雨災害の大きな特徴として、一つ目として、雄物川無堤部からの溢水、二つ目として、市西部地域の山間部での土砂災害を伴う中小河川の氾濫、三つ目として、市内全域にわたって降水量が多かったことによる内水氾濫が発生したことの三つの災害が同時に起こったことにより、被害が拡大したことが今回の災害の特徴と捉えております。

市では、災害発生直後から早急に被害状況の把握に努めるとともに、生活道路の復旧や孤立集落の解消、また、災害ごみの処理やし尿等のくみ取り、家屋の消毒など、被災された市民の皆様の生活再建に向けた取り組みを全力で行ってまいりました。8月10日には災害の危険が解消し、災害発生後の応急措置が完了したことから、災害対策本部を災害復旧本部に切り替えて本格的な復旧に取り組むこととし、被害の大きい協和、南外、西仙北地域の各支所に復旧にあたる職員の増員を行っております。

また、8月24日には、第1回災害復旧本部会議を開催し、被災者の生活再建支援や農地・農林業施設、道路・橋梁及び公共施設の災害復旧などに市を挙げて取り組むことを確認しております。

次に、被災者への支援制度につきましては、8月16日号の市広報で新規に実施する支援事業や拡充した事業を広く市民の皆様にお知らせしております。

また、新たに対象となった国の支援事業につきましては、直接、被災されて対象となる方へお知らせしております。

支援の内容につきましては、被災者の生活再建への支援策として、災害救助法が適用となったことから国の被災者生活再建支援制度が対象となり、全壊、大規模半壊世帯の生活再建を支援するための支援金が交付されるほか、融資制度として実質無利子となる災害援護資金があります。

また、住宅が被害に遭われた方への支援策として、既存の住宅リフォーム支援事業を今回の水害にあわせ拡充し、補助率と補助上限額を引き上げております。

農家への支援策としては、農地への土砂流入や法面崩落などの復旧事業を支援する農地・農業施設復旧支援事業、事業者の方への支援策として、事業再開に係る修繕や設備の購入を支援する事業所等再開支援補助金などの支援事業を設け、被災された方を支援してまいります。

そのほか、固定資産税や水道料金の減免措置などにより、被災された方々をきめ細やかに支援させていただくこととしております。

【老松市長 降壇】

○議長（千葉 健） 7番、再質問ございますか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい。

○7番（藤田和久） 福部内川の、今、工事始まっていますけれども、橋のところから水が溢れましたけれども、実際は東川のところでも水が溢れているんですよ。それから、あの大槻、鉄道の踏み切りがあるところですけども、あそこに福部内川に入る農業排水路があります。幅2mぐらい、それから水が溢れまして、床上浸水になった家があります。ですから、ただ嵩上げしてすぐ解決するかっていうのは、ちょっと難しいところがあるんですよ。もっと上流の方まで嵩上げをすれば、それからポンプアップは機能増化するということでしたけれども、そういう同じその高畑近辺でも南側は堤防高いんですけど、左側は低いんですよ。ですから、その辺も細かくきっちりやっていたかかないと、これまで以上に大雨になる可能性がありますので、何とかその辺を注意して、もう一度点検してお願いをしていただきたいと、これ要望です。

以上です。

○議長（千葉 健） 次に、2番の項目について質問を許します。

○7番（藤田和久） 次に、二つ目の質問として、市道南外20号線高寺・鍬台線の舗装工事と道路環境整備についてお尋ねいたします。

南外字中桑台から内小友高寺に抜ける南外20号線、高寺鋤台線という道路がございます。旧南外側が南外20号線になっています。旧大曲側が高寺鋤台線という道路だそうです。

南外の住民の方から、この南外20号線、高寺鋤台線が、今回の大雨で道路が水で溢れ、砂利が30cmも深くえぐられており、通行できないので直してほしいという要請がありました。直ちに市当局にお願いをし、お盆には確認してみようと思って現地を見に行きましたが、途中まで修理はされていましたが、まだ半分は未整備で残ってありました。直ちに南庁舎、建設部ですね、そこにお電話をして、できるだけ早くお願いしたいということをお願いいたしました。そうしたら16日には古屋建設部長から完了しましたのでという電話をいただきました。本当にありがとうございました。

この南外20号線、高寺鋤台線というのは、2006年頃には旧南外村、旧大曲双方で5m舗装道路にすることで道路舗装工事が進められておりました。ところが合併までに工事が完了せず、合併市にその事業が引き継がれることになったそうです。しかし、合併後10年以上経過しても舗装工事は途中でストップしたまま、再開の気配はありません。

この南外20号線、高寺鋤台線は、旧大曲側の未舗装部分が約800mございます。旧南外側が700mあって、合わせて1.5kmが山のようになっていて未舗装になっています。旧大曲市側は側溝だけは出来上がっております。しかも、この中桑台地区をはじめ周辺の滝部落などをはじめとする近隣の地域では、同じ南外の金屋方面に出て大曲に向かうと30分以上もかかるということで、この山道を行くと10分ちょっとで大曲に行けるということで、現在もこの地区の生活道路として多くの方々に利用されているとのことでございます。

そこで伺いますが、生活道路である南外20号線、高寺鋤台線の舗装工事は、なぜ途中でストップしているのか、お答えをいただきたいと思います。

また、合併後の再検討・見直しなどがあったものなのか。また、もし見直しの判断がされたというのであれば、地域住民に報告があってもよいはずではなかったでしょうか。生活道路ということで、至急舗装すべきと思いますので、これはいかがでしょうか、質問です。

次に、この南外20号線、高寺鋤台線の道路環境整備について伺いたいと思います。

合併後の10年間は、除雪は不十分で、冬期は通行止めとなっておりました。春の時

点で旧南外側は3月上旬にブルドーザーで除雪してくれるそうです。旧大曲側は、4月になって初めて完全除雪をしてくれるそうです。できればもっと早く双方同じ時期にやってもらえれば通行できますよね。

そこで伺いますけれども、この、春の除雪を一緒にするとか、冬期も通行できるように除雪できないものなのかお伺いをいたしたいと思います。

また、この南外20号線、高寺鋤台線は、春は山菜採り、秋はキノコ採りなどでにぎわい、路上に車の駐車があります。交差した場合、注意がいります。かつては道路端の草刈りなどは地元の人たちがやっていたんですけども、現在は高齢化で、それはできなくなっているそうです。この草刈りについても、できれば年に3回程度、市の責任で実施していただければありがたいとの地元のご意見でございます。ご見解をお伺いいたします。

以上です。

○議長（千葉 健） 2番の項目に対する答弁を求めます。久米副市長。

【久米副市長 登壇】

○副市長（久米正雄） 質問の南外20号線、高寺鋤台線の舗装工事と道路環境整備についてお答え申し上げます。

はじめに、この二つの路線は、南外地域と大曲地域を結ぶ道路となっており、南外側の南外20号線については市町村合併前に舗装工事が進められ、民家のある部分まで完了しております。

一方、大曲側の高寺鋤台線についても民家のある上深山集落までは側溝改良と舗装工事を実施しております。その先の山間部に縦断勾配が最大13%と、道路構造令の基準を超える急勾配の区間があることから、新たに迂回ルートを建設する計画がありましたが、膨大な費用を要するため、旧大曲市時代に費用対効果が見込めないと判断され、事業計画を断念した経緯があります。

舗装の実施につきましては、現道が狭隘かつ急勾配のため、車両の交差が困難な状況にあり、費用対効果も見込めないことから、舗装は行わず、今後も道路パトロールを強化して、利用者が安全に通行できるよう、敷砂利等の維持管理を徹底してまいりたいと考えております。

次に、冬期間の除雪につきましては、先に述べたとおりの急勾配のため、除雪作業が困難となることに加え、路面の凍結時には車両の通行に関しても非常に危険な状態とな

ります。このため、冬期間の除雪の実施については、安全な道路環境の確保の観点から、困難であると考えております。

また、路肩の草刈りにつきましては、現在の道路の利用状況や交通量等を勘案の上、道路パトロールを強化して適切な時期に必要な箇所の草刈りを実施してまいりたいと考えております。

【久米副市長 降壇】

○議長（千葉 健） 7番、再質問ございますか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい。

○7番（藤田和久） この南外20号線、高寺鋤台線、7月の洪水で30cmも穴になってしまったわけですがけれども、花火大会の2日前の雨のときも水が出まして、道路がデコボコになってしまったそうです。そのように砂利道で急勾配なわけですから、ちょっとした異常気象で壊されたりする場合は非常にあります。そういうことで、パトロールを強化して、生活道路として利用できるように、きっちり管理をしていただきたい、このことを申し上げて私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（千葉 健） これにて7番藤田和久君の質問を終わります。

【7番 藤田和久議員 降壇】

○議長（千葉 健） 一般質問の途中ではございますけれども、11時10分まで暫時休憩といたします。

午前10時59分 休 憩

.....
午前11時09分 再 開

○議長（千葉 健） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

3番三浦常男君。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、3番。

【3番 三浦常男議員 登壇】

○議長（千葉 健） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○3番（三浦常男） おはようございます。市民クラブ、三浦常男でございます。初めての質問でございますので、舌足らずのところもありますけれども、何卒よろしくお願

いたします。

私からは二つの質問をさせていただきます。

一つ目は、イベント関係につきまして質問させていただきます。

市長のご尽力により、花火シンポジウム、全国500歳野球をはじめとする様々なイベントを成功させていることに敬意を表するものであります。

しかしながら、イベントにおいて職員の動員もまた多くなっているとも言えます。職員減となっている中でイベントに動員されることにより、本業の業務がおろそかになったり、職務に必要な知識や技能の習得に影響が出ているのではないかと推測されます。さらには、市民に対してのサービス低下につながっているのではないかというのも、イベント当日のみならず、準備や後片付けと前後の仕事もあり、さらには代休となれば業務に携わる時間が減り、さらには専門職化している中で不在が多くなることは、市民が訪れても必要な人がいないということにつながりかねないと言えます。イベントにおいて単純労務、駐車場係等においては、臨時職員対応により雇用創出につながるのではないかと考えられます。持続可能なイベントのあり方を再度検討していただきたいものであります。職員も頑張っておりますので、本来の業務を重視していただければ幸いです。以上のことを踏まえて、イベント業務のあり方についてお伺いいたします。

○議長（千葉 健） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 三浦常男議員の質問にお答え申し上げます。

質問のイベント業務のあり方についてであります。はじめに、今年度、大仙市が実施または実施予定で職員の従事を要する各種イベントの主なものとして、花火に関連するイベントは4月に開催した第16回国際花火シンポジウムや「大曲の花火 春の章」、先月26日に開催した全国花火競技大会、10月に開催予定の「大曲の花火 秋の章」であります。また、スポーツに関連するイベントは、6月に開催した大仙市制施行記念駅伝大会、7月に開催した全国500歳野球大会、今月開催する全県500歳野球大会やねりんぴっく秋田2017大仙市開催交流大会であります。このほかに教育委員会や各支所で実施するイベントにも従事しておりますが、これらは全て全庁的な取り組みを要する市の重要なイベントと位置づけております。

しかしながら、従事にあたっては、数日にわたるイベントであれば、原則期間中の一日とすることや、勤務時間についても長時間にわたらないようにして本来の業務への影

響は極力抑えるよう努めております。このほか従事に伴う代休の取得などについても、各所属長に事前の取得や事後の早期取得を指導するなど、健康維持に配慮をしております。

また、イベントは概ね休日の開催であります。500歳野球大会など平日にも開催されるものがあります。このような平常業務も並行して行わなければならない日につきましては、できる限り平常業務の人員を確保しながら職員間の連絡調整を密にするなど、市民サービスの低下を招かないよう努めております。

次に、イベント時の単純労務に係る臨時職員対応につきましては、一例として、花火大会の駐車場担当の場合は、単に駐車場整理にとどまらず、現金の取り扱いのほか来場者からの問い合わせ対応など総合案内の役割も担っており、現在は職員を配置しているところであります。

一方、交通規制については、職員と民間警備員を組み合わせるなど、職員の従事を減らす工夫もしております。

このように業務内容や予算に応じて一部業務委託や臨時職員で対応しておりますが、雇用創出や職員の負担を軽減する方策について、引き続き検討してまいりたいと考えております。

【老松市長 降壇】

○議長（千葉 健） 3番さん、再質問ございますか。

（「ございません」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） 次に、2番の項目について質問を許します。

○3番（三浦常男） それでは、2番の質問でございます。2番の質問に関しましては、水田農業関係について質問させていただきます。

本年の主食用水稲作付目標面積の配分率は56.7%ということで、転作率が43.3%であります。今後、減反政策を廃止し、各県各市町村において作付制限し、自主的取り組みをせざるを得ないという話を漏れ聞きますが、経営所得安定対策等はどうなっていくのか。それだけでなくとも稲作及び畑作収入は年々目減りしている実情であります。生産代金は低迷しているにもかかわらず、生産資材は上昇しており、こんな中で経営所得安定対策がなくなるようなことになれば、農業経営自体が成り行かなくなるのではないのでしょうか。それだけでなくとも農業者が高齢化している上に農機具の買い換えもおぼつかないとなれば、離農せざるを得なくなり、集落営農組織に耕作委託せざるを得

ないが、集落営農組織自体の人員も高齢化しつつあり、受け入れにも限界があるのも実情であります。

さらには、減反地の水稲作付、大豆作付も善戦はしているものの行き詰まりを見せつつあります。かといって農業6次産業化と言っても、それなりの技術等がなければ手を出す理由にもいかず、各地にメガ団地があるわけでもなく、農業経営に行き詰まりを見せている状況です。今後、メガ団地化をどうしていくのでしょうか。さらには、メガ団地を活用した6次産業化をどのように進めるのか、お考えがあればお聞かせ願います。以上の事柄で今後の水田農業のあり方について伺います。

以上です。

○議長（千葉 健） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 質問の今後の水田農業のあり方についてお答え申し上げます。

はじめに、今後の生産調整と経営所得安定対策の方向性につきましては、近年の人口減少や食の多様化による米需要の減少、農業従事者の高齢化、耕作放棄地の拡大などの課題が顕在化する中、国においては平成25年12月に経営所得安定対策の見直しや水田フル活用と米政策の見直しなど四つの改革からなる農林水産業・地域の活力創造プランを決定し、課題の解決に向け取り組んでおります。

平成30年産以降は、生産調整を含む米政策は大きく姿を変え、これまでの生産数量目標を国が県に、県が市に対し配分する仕組みから、農家やJA等が自らの経営判断で生産量を決定する仕組みに変わることとなります。

県では、当面、国の情報をもとに県産米の需要動向や在庫見通し等を踏まえた県全体の生産の目安を算定し、公表することとしており、市といたしましては、JAをはじめ農業関係団体で構成する市農業再生協議会において、県全体の生産の目安を踏まえ、12月から翌年1月を目途に、生産の目安を提示しながら農家やJA等が生産量を判断できる環境づくりを進めてまいります。

また、経営所得安定対策につきましては、生産調整の実効性を確実なものとするため、水田活用の直接支払交付金等の継続と拡充を市長会を通じ国へ要望してきたところであり、8月31日に農林水産省が提出した平成30年度農林水産関係予算の概算要求においては平成29年度を上回る増額の要求となっております。

主食用米の作付10a当たり7,500円を交付する米の直接支払交付金については

本年度限りで廃止されることとなりますが、大豆をはじめ交付対象となる作物や転作に伴う交付金については、維持する内容となっております。

いずれにしましても、米価の安定及び収入の確保のためには、需給に応じた米の生産が前提となることから、市といたしましては、全国有数の米所として、JAや集荷業者と連携を図りながら、将来とも安定した地域農業の展開を目指し取り組んでまいります。

次に、6次産業化の推進につきましては、農産物の加工による付加価値の向上のほか、農業者の終年雇用の創出、直接販売による所得の向上など様々なメリットがある農業の6次産業化は、攻めの農業の展開において重要な位置づけを担うものと考えております。

市ではこれまでハード面においては、国・県の補助事業を活用し、野菜一時カット冷凍加工施設をはじめ、いぶりがっこに代表される漬物加工施設、豆腐加工施設などの整備を各地域で進める一方、ソフト面においては、市独自に販売促進用のパッケージ作成等に対して補助する農業6次産業化推進事業や加工用大根の安定供給のため、大根を納入する生産者に対し助成するなど、6次産業化の推進においてきめ細やかな支援をしております。

また、先の8月2日には、国の事業を活用し、中仙地域で作られたトマトを主原料とする搾汁加工施設が道の駅なかせん地内に完成し、稼働しております。この搾汁加工施設は、園芸メガ団地との連携に加え、搾汁後の残渣を畜産飼料とするなど、地域の農業と連携し取り組むものであり、施設を核とした新たな循環型農業のモデルであります。

市といたしましては、こうした取り組みを模範に、今後も6次産業化に取り組む農業者等の規模拡大や事業展開の意向に的確に対応し、国・県・市の事業の活用を図るとともに新たな起業者の掘り起こしも視野に入れ、6次産業化の推進に取り組んでまいります。

次に、メガ団地の今後の方向性につきましては、園芸作物の産地形成や施設の大規模化によるコスト削減、地域雇用の創出など、メガ団地は様々な利点があり、市では平成27年度に整備された中仙地域のトマト園芸メガ団地やシャインマスカットなどの種なしブドウの産地化を目指すネットワーク型の園芸拠点整備に取り組んでおります。

また、県事業との連携により、大曲地域内小友地区並びに太田地域では、イチゴ栽培に向けた施設整備が行われており、新たな園芸品目の産地化と周年園芸の確立に向け、今冬からイチゴの生産が開始されます。

県においては、メガ団地を現在の20拠点から平成31年度までに30拠点以上に拡

大することを目標としており、農業法人やほ場整備事業の実施に伴い園芸作物の複合経営を目指す経営体及びJ A秋田おぼこの園芸作物生産者に対し、事業の説明を行っております。

市といたしましても生産性と収益性にすぐれた農作物を模索し、県やJ Aと連携を図りながらメガ団地事業を推進し、地域農業の新たな展開に向け取り組んでまいります。

【老松市長 降壇】

○議長（千葉 健） 3番、再質問ございますか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、3番。

○3番（三浦常男） ただいまのご答弁ありがとうございます。

再質問ではございませんが、一言申し上げさせていただきます。

7月22日・23日の大雨において河川等の決壊により、水田等に土石や流木が流入された場所におかれましては、大雨前の農地へ早急に復田し、次年度も作付可能な状態にされますようお願い申し上げます、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（千葉 健） これにて3番三浦常男君の質問を終わります。

【3番 三浦常男議員 降壇】

○議長（千葉 健） 次に、11番高橋徳久君。

（「はい、11番高橋です」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、11番。

【11番 高橋徳久議員 登壇】

○議長（千葉 健） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○11番（高橋徳久） だいせんの会の高橋徳久でございます。

まずもって7月22日・23日及び先日の8月24日・25日早朝の豪雨災害により被災された方々に対しまして、衷心からお見舞い申し上げます。

また、市内はもとより全国から駆けつけていただき、災害ボランティアとしてご奉仕された多くの方々に心からの敬意と感謝を表したいと存じます。ありがとうございました。

さらに、災害対策本部長として陣頭指揮を執られた老松市長をはじめ、昼夜問わず被災地や通行止め箇所、あるいは避難場所にてのお世話など、多方面にわたりご尽力され

た職員の皆様に厚く感謝申し上げるとともに、ご慰労申し上げたいと存じます。本当にお疲れさまでした。

それでは、通告に従い、一般質問をさせていただきますが、ご当局の積極的なご答弁をお願いしたいと存じます。

はじめに、1、大仙市子ども・若者総合相談センターの今後の位置づけについてであります。

市長の所信表明の三つ目に、若者がチャレンジできる環境づくりを掲げておられますが、大仙市には同じ若者でも困難を抱え、夢を見出せないでいる若者がいることをご理解されておられるでしょうか。人口減少や少子化の急激な進行は、地方に暮らす我々にとって大きな問題となっておりますが、出生率、子育て、雇用など様々な問題が叫ばれる中、かつてないほど若者が貴重な存在としてクローズアップされております。そして、元気な若者だけでなく、困難を抱えた若者への支援を通じて、一人でも多くの若者が地域社会の担い手として自立していくことが求められているのではないのでしょうか。

振り返ってみますと、大仙市が5年前、三種町とともに県内に先駆けて不登校や引きこもりの若者の支援に立ち上がったことは大いに評価される画期的な行政判断であったと考えます。平成21年、現代の子育てを取り巻く課題解決に向けて、情報提供や相談活動等に関する事業を行い、子どもを安心して育てることができるまち、健全な親子関係が図られるまち及び地域が子どもを守り育てるまちの構築に寄与することを目的に、NPO法人だいせん親と子の総合支援センターが設立されて各種事業を展開する中、平成23年、「びおら」を立ち上げて不登校、引きこもり等の子どもの支援を行うようになり、平成25年には「大仙市子ども・若者総合相談センター びおら」委託事業がスタートいたしました。

また、平成25年、引きこもりの状態及び引きこもりから脱出しつつある人を対象に支援活動を行う場「ふらっと」をNPO法人^{ひきや}光希屋が開設して支援事業を行ったことを受け、平成29年からは大仙市子ども・若者総合相談センター「ふらっと」の委託事業が開始されるなど、困難を抱える若者への支援が拡充していることは、他市にない先例として誠に喜ばしく感じています。

相談センター「びおら」の4年間の実績を概括いたしますと、小・中・高校生の不登校の子どもや引きこもりの若者が施設を利用したり電話相談された数は、実人数で200名余りと伺っております。地域別に見ますと、大曲地域が全体の半数に当たる

100人、周辺の7地域で約60人、残りは美郷町15、横手市12、仙北市7、湯沢市4となっており、地元のみならず県南の広域的な相談支援のよりどころとしての役割を果たしてきたのではないかと考えております。

そして、多くの不登校児童生徒を学校に復学させたり、若者の就労支援を通じて社会へ送り出した多くの実績は、現場で取り組んできたNPO職員の地道な努力が実を結んだ結果にほかならないものと考えております。

大仙市のみならず周辺の市町村の若者が相談に来て、居場所に通い、ジョブトレーニングを通じて就労につながっている状況を見ても、事業効果は明らかであります。

その一方で、相談センターは今後の運営に大きな不安を二つ抱えていると伺っております。

その一つ目は、専門的知識を有した人材の確保です。

NPOが運営する子育て支援事業や高齢者の生活相談支援事業は、経験豊富な保育士OBや講習を受講した職員がロングライフアドバイザーとして対応しているのに対し、子どもや若者を対象とする相談センターでの支援業務は、電話や来所による相談支援、社会的居場所の運営、職場見学や労働体験などの就労支援といった広範囲にわたる業務であります。加えて、困難を抱える若者の中には、知的障がいや発達障がいなど様々な状態が隠されているため、相談に訪れた方の状況を客観的に見て、適切な支援に誘導できるような専門的知識を有した職員が求められますが、残念ながら専門職の人材の確保は困難な状況にあります。

二つ目は、潜在的な引きこもりの若者に対するアプローチです。

引きこもりの状態で一番危険なことは、長期化することです。国勢調査の中の労働力状況調査統計によると、大仙市には15歳～39歳までの年齢層に引きこもりやニートと思われる若者が300人程いるとされておりますが、その実態は把握できないままであり、相談支援には結びついていない状況があるようです。

一般的に、引きこもりが長期化してから自ら相談機関に出向くことが難しい状況の若者に対しては、家庭を訪問して、家族や本人に状況を把握する「アウトリーチ」の手法による支援が、その後の途切れることのないサポート体制の実現につながると思いますが、大仙市では行われていないようです。

昨年11月、岡山で長年にわたり引きこもっていた48歳の男性が亡くなる9カ月前に咽喉がんの診断を受けたものの、両親にも病名や余命のことを伝えようとせず、一切

の診療も治療も拒み続け、喘ぎ苦しむ声に救急車を呼んで隊員が説得しても部屋に鍵をかけて応じず、「中から声が聞こえなくなったら救急車を呼んで」というのが本人の意思だったそうです。ある日、家族が鍵が開いていることに気づき、ほとんど声が出ない状態で病院に搬送され、二日後に亡くなるということが起こりました。この方は、都会で働いた後、郷里に帰って会社勤務したものの、そのうち気が進まなくなっただけで、完全な引きこもり状態になったということです。また、親が病院に問い合わせしても本人が同伴しなければ個人情報のためお話できないと言われたそうです。

この事案を特殊なケースだと言ってしまうとそれまでですが、このような悲劇が起きないように、どんな人にも社会全体で支え合うシステムが必要だと考えます。

子ども・若者総合相談センターは、大仙市とNPOの公設民営による相談機関としての使命は果たされておりますが、困難を抱える若者の利用が増加傾向にある今日、きめ細やかな対応、切れ目のない支援の継続、専門性のある相談支援や就労支援体制の確立など、充実した対応を図るためには、現行のNPOの体制だけでは人材的に厳しい状況があり、公的な支援を加えた市とNPOの協働による新たな体制が必要だと感じます。

先進事例として、横浜市では「横浜市青少年相談センター」を開設して、NPOとともに相談支援事業を実施し、さらに各区役所にも「こども家庭支援課」を設けて、月2回の引きこもり等の相談支援を行っております。

また、NPOの委託事業として、フリースペースを備え、居場所プログラム等を実施する「地域ユースプラザ」、職業相談やキャリアカウンセリング、ジョブトレーニングなどの就労支援メニューを提供して若者の職業的自立を支援する「よこはま若者サポートステーション」などの例が参考になるかと思えます。

そこでお伺いいたします。

市とNPOが、将来、横浜市のような形で支援事業を展開できるようになるためにも、「びおら」と「ふらっと」を統括する市の担当窓口課を設けていただき、引きこもり等の調査、把握、カウンセリング、トレーニング、就労支援など、多方面にわたる現在の活動の状況に見合った支援体制を構築した上で、人員確保などさらなる委託内容の充実を図っていただきたいと思います。いかがでしょうか。

また、市当局のご指導により、基本的には土日は閉館し、相談があったときのみ開けて業務を行うそうですが、利用者が利用しやすい環境を考慮し、利用者の目線に立って土日も開館すること、さらにはセンターの名前を「大仙市青少年サポートセンター」の

ような親しみやすい名称にしてはいかがでしょうか。

以上、市長のご見解をお聞かせ願いたいと存じます。

○議長（千葉 健） 1 番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 高橋徳久議員の質問にお答え申し上げます。

質問の大仙市子ども・若者総合相談センターの今後の位置づけについてであります。はじめに、「びおら」と「ふらっと」を統括する市の担当課についてですが、健康福祉部社会福祉課が両センターを統括しております。

また、子ども・若者への支援を行うための教育、福祉、医療、雇用などの各分野の関係機関のネットワーク組織である大仙市子ども・若者支援地域協議会の事務局機能も有していることから、多様な相談内容に対応できるよう、必要に応じてそれらの機関との連絡調整を図ったり、相談センターの運営に関する支援なども担っております。

状況に見合った支援の構築に関しましては、「びおら」や「ふらっと」が利用者にとって、より良い総合相談機関として運営を継続していけるよう、市と受託団体が定期的な情報交換や協議を行うことができる場を設定し、運営上の問題や不安などの解消につながる支援体制を整えたいと思います。

委託の内容についても、総合相談業務のほか、居場所の提供、就業支援、社会参加活動支援や指定支援機関としての業務内容に関し、整理の上、必要な見直しを講じてまいりたいと考えております。

専門的知識を有した人材の確保に関しましては、これまで多くのケースを適切な機関等につなげていただいておりますが、困難ケースについては関連する機関、団体等の職員が参画しての個別ケース検討会議機能を活用して支援に結びつけていただきたいと考えていることから、ソーシャルワークやコーディネートスキルを持つ職員の育成・確保について検討してまいります。

なお、心の悩みを抱いた利用者への対応を想定し、必要に応じて健康増進センターに配属されている臨床心理士資格を有する職員の協力を得る体制は整えております。

次に、センターの土日開館と親しみやすい名称への変更についてであります。土日の開館につきましては、平日に来館できない方々に配慮し、開館することといたします。

名称の変更に関しましては、「子ども・若者総合相談センター」という名称は、子ども・若者育成支援推進法に規定されているものであることから、制度としてはこの名称

を残しつつ、市民が安心して相談できるよう、わかりやすく親しみやすい愛称を検討いたします。

【老松市長 降壇】

○議長（千葉 健） 11番、再質問ございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） 次に、2番の項目について質問を許します。

○11番（高橋徳久） 次に、大仙市地域の食ブランドについてお伺いいたします。

先般、鮭資源等確保活用事業の事業費が補正予算で可決されましたので、従来の玉川に加えて新たに丸子川にもウライを設置して鮭を安定的に確保することになったわけですが、この鮭ふ化放流事業の歴史は古く、明治28年、当時の大川西根村蛭川に県営ふ化場が創設され、明治33年に旧花館村に移転し、昭和33年に県から当時の大曲市へ譲渡されて、大曲市営水産ふ化場が発足して現在に至り、ふ化放流を大仙市鮭ふ化放流事業組合に、親魚捕獲を雄物川鮭増殖漁業生産組合に委託して実施されております。

市長をはじめ職員の皆様、そして議員の皆様、この鮭の料理を食べたことありますでしょうか。思ったよりも脂がのっており、とてもおいしくいただいたことがあります。

この地域には、たとえ傷んだものであってもおいしく食べる方法、食文化が今でも受け継がれ、それを絶やすことのないよう組合員の方が料理教室を開いて、伝統文化の継承に貢献されております。

そこでお伺いいたします。

大仙市内各地には、こうした地元ならではの食文化が多数あると思いますが、それらが大仙市地域の食ブランドと位置づけ、今まで以上に特産品開発、あるいは観光に結びつくよう支援をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。ご見解をお伺いいたします。

○議長（千葉 健） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 質問の大仙市地域の食ブランドについてお答え申し上げます。

地元ならではの食文化を食ブランドと位置づけ、特産品開発や観光に結びつくような支援を行うことについてであります。市内各地域には歴史や文化とともに昔ながらの料理や様々な特産品があり、大きな魅力であると認識しております。

一例に挙げられた大曲地域花館地区の鮭につきましては、サケ汁や紅葉漬け、押し寿

司、燻製などの料理として地元の方々に親しまれております。

昨年3月には、花火通り商店街に商店兼交流拠点施設としてオープンした「毎日大曲」で新商品として鮭の燻製「さけジャーケー」を販売し、お客様から好評を得ていると伺っております。

また、丸子橋橋上公園下流に新たに設置するウライは、鮭の捕獲を見学できる観光資源としても活用し、来年8月にオープン予定の（仮称）花火伝統文化継承資料館と花火通り商店街を結ぶ周辺エリアの回遊性を高める役割を期待しております。

ほかにも川ガニ味噌やいぶりがっこ、日の丸鍋などの伝統的な食や大曲納豆汁、大曲カレー旨麺などのご当地グルメ、ぜんまい貝焼きや大仙バーガー、焼きいわな寿司などの地域の食があり、開発や普及に取り組む民間団体、商工団体、市観光物産協会が市と一緒に、地域のまつり、イベント、首都圏でのイベント等で発信し、知名度向上を図っております。

特産品開発につきましては、平成25年度から28年度まで、市と大仙市観光物産協会との共同で特産品開発コンクールを開催し、最優秀賞の「秋田スティック」や「協和特産 岩魚の糠漬」などをはじめ18点が入賞しております。市では、入賞作品をふるさと納税の返礼品とし、本市の魅力の発信や販路拡大及び地域産業の活性化などに結びつけております。

また、今年度は市内6事業者により、お土産販売強化を目的に、地場産の農産物を原料とした「ひとくちお土産」の開発に取り組んでおります。この事業でブランドやデザイン製作の専門家を招聘し、民間事業者の商品開発を支援しております。

市としては、各地域の食文化や地域に根差した料理のさらなる掘り起こしを進め、集まった素材をもとに、民間と一緒に食のブランド化や観光商品化の検討などを行い、積極的に応援してまいります。

【老松市長 降壇】

○議長（千葉 健） 11番、再質問ございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） 次に、3番の項目について質問を許します。

○11番（高橋徳久） 次に、観光の動線と景観についてお伺いたします。

現在、（仮称）花火伝統文化継承資料館等整備事業が着手されており、資料館の竣工が待ち遠しい限りですが、この施設はどのような位置づけの建物になるのでしょうか。

複合施設となっておりますので、生涯学習的施設となるのか、それとも観光を主たる目的とした施設となるのか。私が議員になる以前に議員説明会等の場でお示しいただいているかもしれませんが、しっかりと位置づけをしておく必要があると思います。もし、観光を目的とした施設であるならば、ぜひとも地元商店街を交えて動線をお考えになり、観光客がバスで乗りつけて施設を見学してすぐに帰ることのないよう、着工中に動線をどうするのかご検討いただきたいと思います。

また、この施設のそばには、ドイツの建築家ブルーノ・タウトが絶賛した丸子橋からの景観があります。

ご高承のとおり彼は、丸子橋から見た西山の風景に感動して、著書の『日本の美の再発見』で絶賛されましたが、その風景は何だったのでしょうか。それは、西山、月と柳ではなかったでしょうか。丸子橋の架け替え工事の際、当時の最上源之助大曲市長が神職の正装に身を装い、自ら祝詞を奏上し、御祓いを行ってから「しだれ柳」を伐採したほど、柳がこの地域のシンボルでありました。しかしながら、現在は丸子川南側土手に数本あるだけとなり、北側には寄贈されたものと伺っておりますが、桜が植えられており、決してブルーノ・タウトが愛した風景ではありません。花見に適した場所に移植していただき、ぜひ「柳」を植樹いただければ、絶賛した風景に近づくとと思いますが、いかがでしょうか。

街並みは変化していても景観は郷愁を装い、大切にしたいものであると思います。どこにでもある景観ではなく、ここにしかない、ほかでは真似のできない景観づくりを心がけていただきたいと思います。どのようにお考えでしょうか。

以上の4点についてご所見をお伺いしたいと存じます。

○議長（千葉 健） 3番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 質問の観光の動線と景観についてお答え申し上げます。

はじめに、（仮称）花火伝統文化継承資料館の位置づけについてであります。

本資料館整備事業は、平成26年3月に策定した大仙市花火産業構想における施策1「花火の文化的価値を高め、継承し、広く示す拠点づくり」における主要事業として、花火資料を収集、保存するとともに、広く公開することで市民に花火に対する愛着をさらに深めていただき、貴重な文化的財産として後世に確実に継承することを目的とする生涯学習施設に位置づけております。

一方、観光面に目を向けると、これまで大曲の花火に関し、花火の資料展示施設や花火工場の見学、体験施設を紹介してほしいという問い合わせが多く寄せられており、花火の歴史や文化に触れたり見学する施設等へのニーズが高まっております。

また、国においては、平成28年3月に「明日の日本を支える観光ビジョン」を策定し、観光資源として文化財の積極的な活用を推進しております。

このようなことから、収集した資料を観光資源の一つとして捉え、資料館を核とした観光ルートの提供など、市の観光振興においても積極的に活用するとともに、大曲の花火の歴史、文化、知名度を最大限活かし、市内全域に点在するすぐれた観光資源と連携する観光ネットワークの拠点として本市の観光振興につなげてまいりたいと考えております。

いずれにしましても本事業は、花火産業構想全体を推進する上でも土台となる取り組みでありますので、生涯学習施設としての花火資料の保存、花火伝統文化の継承という責務は保ちつつ、多くの花火ファンを引きつける魅力ある施設づくりに努めてまいります。

次に、観光客の動線についてであります。

資料館整備事業の財源として社会資本整備総合交付金を活用するため、昨年度、資料館整備予定地の大曲大町地区を中心とするJR大曲駅前約32ヘクタールを事業区域に、資料館整備事業のほか関連事業として花火産業構想等で既に計画されている事業の合計5事業からなる都市再生整備計画を策定しております。

本計画では、本市の玄関口であるJR大曲駅からの動線を想定し、館の橋、丸子橋間の丸子川左岸の堤防歩道を「(仮称)はなびのこみち小路」として整備し、安全な歩行者空間を確保するとともに、観光施設等へのアクセス性や花火通り商店街や花火庵、丸子川等の地域資源と連携した回遊性の向上を図ることとしております。

また、花火をモチーフに、まちなかの施設や名所の解説が入った案内サインを体系的に整備し、「花火のまち大仙」の雰囲気醸成しつつまちなかの観光資源や施設を結びつけ、まちなか歩きや滞留を促進することとしておりますので、議員ご指摘の地元商店街を交えた動線について、花火通り商店街等のご意見を伺いながら進めてまいりたいと考えております。

資料館からの動線につきましては、資料館敷地内に整備するポケットパークに、まち歩き情報を掲載した案内板を整備することとしているほか、資料館のパンフレットに花

火の文化や歴史にかかわりのある史跡、名所などを中心に掲載するとともに、ボランティア団体が行っている大曲まち歩きツアーなどとの連携を検討しながら、資料館を中心とした周辺への回遊を促進してまいります。

次に、丸子川付近の柳の植樹についてであります。

現在、丸子川付近の館の橋から大盛橋までの間には、左岸側に4本の柳の木が現存しておりますが、右岸側には全線にわたり桜が植樹されており、柳の木は1本しか現存していない状況にあります。

丸子川沿線の堤防環境整備につきましては、平成元年から平成9年にかけて秋田県が実施した「ふるさとの川モデル事業」の整備構想に基づくもので、地域のご意見を聞きながら右岸側に桜を植樹することになり、市民の方々をはじめ民間ボランティア団体から寄贈された桜の苗木を大曲駅前第二地区土地区画整理事業により植樹したものであります。

また、同事業の整備構想では、議員ご指摘の「ブルーノ・タウトが絶賛した景色の再現を図る」とも計画されており、左岸側は同氏が絶賛した風景を保存するため、現存する柳を景観樹木として保全するとともに、新たに苗木を植樹したところでありますが、現在は倒木などにより4本が残るだけとなっております。

ブルーノ・タウトは、著書の『日本の美再発見』において「最も佳絶なのは、とある橋の上から眺めた月夜の景色であった。まさに一幅の絵である。」と記し、続けて「この辺りの景色の特色をなすものは、傘形に剪枝した松や杉である。」とも記しております。

今後は、現存する資源を適切に管理し、可能な限り地域の方々が大切にしてきた景観の保全に努めてまいります。

なお、現在整備を進めている（仮称）花火伝統文化継承資料館においては、4階の東面を除く壁面をガラス張りとし、来館者が大曲の花火の歴史を感じながら丸子川越しの西山の風景が望める展望スペースを設けるとともに、丸子川堤防に接する位置にポケットパークを設け、地域のシンボルである柳を3本植樹する計画としており、景観の形成に努めてまいりたいと考えております。

次に、ここにしかない、ほかでは真似のできない景観についてお答え申し上げます。

議員ご指摘のとおり、人はそれぞれ生まれ育ったまちの原風景を心に抱いており、本市におけるその風景は、自然が織りなす美や歴史的背景を伴った景観など、ブルーノ・

タウトが絶賛した風景をはじめ、各地域に様々な人々の思い入れが詰まった、そこにしかない風景が随所に存在していると考えます。これらは貴重な自然資源であるとともに観光資源でもあることから、過度の開発によって景観を損ねることなく保全し、後世に継承していくことでふるさとへの愛着を保っていけるようなまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

【老松市長 降壇】

○議長（千葉 健） 11番、再質問ございますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい。

○11番（高橋徳久） 丸子橋から見た柳でございますが、左岸側にあるということでございますが、実はそちらの方だけが歩道ではありません。車道となっております。それは近くに大きな住宅があるということもありまして、車道ということになっております。車道になっているということは、いろんな事情でその柳というのは将来邪魔になってしまう可能性もないわけではないということになってしまうのかなというふうに危惧をしております。ぜひそういう部分で、今そちらの方、柳の木も大分大きくなってきておりますし、あるいは老木というふうに言われるような木になってしまっているのかもしれませんが、ぜひ丸子橋から西山を見た左岸側にだけにしかないと言われればそれまでですが、それをぜひ大切に保全していただければ、決して護岸工事の関係、あるいはそういう車の通行などにより伐採というふうな悲しい出来事がないように、ひとつ保全にご尽力いただければありがたいなと思います。

以上でございます。

○議長（千葉 健） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 再質問にお答え申し上げます。

先程、最初の答弁でも申し上げましたように、地域のシンボルと言われる柳でありますので、その保全・管理については意を尽くしてまいりたいと思います。

○議長（千葉 健） これにて11番高橋徳久君の質問を終わります。

○11番（高橋徳久） ありがとうございます。

【11番 高橋徳久議員 降壇】

○議長（千葉 健） 一般質問の途中ではございますけれども、昼食のため、暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午後 0時01分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（千葉 健） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

なお、質問中は私語を慎むようお願いいたします。

9番小山緑郎君の質問を許します。

【9番 小山緑郎議員 登壇】

○議長（千葉 健） 1番の項目について質問を許します。

○9番（小山緑郎） 新政会の小山です。私の方からは、1項目2点について質問させていただきますので、よろしくお願ひします。

まずもって、先の豪雨災害にて被害に遭われた方々に対し、心よりお見舞いを申し上げます。

今回の豪雨災害により甚大な被害をもたらしました。その中で農業関連の被害について質問させていただきます。

特に協和地域、また、西仙、南外と冠水した被災地を見て、道路の欠落から水田、畑、住宅被害も含めて大きな被害でありました。特に水田については、冠水だけでなく流木、土砂等が流入した水田については、今後の刈り入れのできるところだけを刈って、その後の復旧工事となるわけですが、農家の方々の今後のことを思うと心苦しい限りであります。

現状でさえ稲作の経営については、米の低価格に加え、ぎりぎりの状態、もしくは赤字の状態が普通であります。そうした中での復旧工事費、個人負担が25%と聞いておりますが、そうした負担は難しく、農家、稲作を諦めるという話が聞かれます。それに加えて農業用水路等も被害に遭っており、それらも含めると大変な負担になります。

そうした点について考えてみると、何とか農業をやめないで続けていってもらうためにも、できるだけ負担を少なくしてやることが求められます。そうしたことを考えると、全額公費負担にできないのか、してやるべきと思いますが、いかがでしょうか、お伺ひいたします。

次の2点目の質問は、7月22・23日、また、先月8月24日の豪雨災害、昨年もそうでしたけれども、地区内には豪雨が降るたびに毎回同じようなところで冠水被害や土石流被害が起きています。

一つは、ほ場整備等により水路の流速がよくなり、その結果、雨が降って溢れ出て住宅に来る場所、または川の増水により水門等がなく、その川より用排水路に溢れ出て冠水し住宅に来る場所、もう一つは、末端の排水路が狭いため、または勾配等が緩いため水がスムーズにはけていかなくて冠水する場所、また、山の沢から流れ出る土砂災害も砂防堤等の必要な箇所、そうした慢性的に毎回住宅の冠水被害、土砂被害に遭われております。

確かに雨量が甚大に多いための被害であることはもちろんですが、最近、こうした予想以上の自然災害が多くなってきております。そうした箇所についても、随時調査をし、対策をとっていく必要があると思います。その都度、消防団の協力を得て土のう等で被害の軽減を図っているわけですが、原因のもとを改善しないと毎回同じ被害に遭われます。そうした箇所についても随時予算化し、対策を講じていく必要があると考えますが、いかがかお伺いいたしますので答弁の方、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（千葉 健） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 小山緑郎議員の質問にお答え申し上げます。

質問の豪雨災害についてであります。はじめに、災害復旧にかかわる公費負担につきましても、農地・農業用施設は、農業者個人あるいは土地改良区などの団体所有であり、本来、自己復旧が原則であるものの、二次災害が想定され、早急に対応が必要な道水路の復旧や土砂・流木等の処理について、現在、市が全額を負担し応急復旧作業を進めております。

農地あるいは農業用施設の災害復旧事業については、大仙市農地及び農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例に基づき、通常、復旧事業費の50%を受益者分担金として徴収することとなりますが、被害が大きく、国庫補助を受け実施する公共災害復旧事業においては、復旧事業費から国庫補助金控除後の25%を受益者分担金とし、農家あるいは土地改良団体の負担軽減を図っております。

なお、今般の国庫補助災害に係る復旧事業費については、国庫補助率80%で算定しておりますが、激甚災害指定に伴う国の補助率嵩上げにより、最終的には農家や土地改良団体の大幅な負担軽減になるものと見込んでおります。

また、国庫補助を受け復旧事業を実施する場合、査定設計書の作成が必要となり、この経費についても25%の受益者分担金を徴収することとなりますが、激甚災害指定を

受けた場合、国庫補助50%が見込まれることから、当初予定された受益者負担金の半分程度となる見込みであります。

さらに、国庫補助災害復旧事業の対象外となる40万円以下の小規模農地災害復旧については、市単独で補助を行いますが、この制度においても通常の50%補助から75%に補助率を嵩上げし、農家の負担の軽減を図ってまいります。

今後も国・県の制度動向に注視し、可能な限り補助事業を活用しながら、市独自の支援制度との組み合わせにより、農家負担の軽減を図っておりますので、よろしくご理解賜りますようお願いいたします。

次に、慢性化している増水または土砂災害箇所等の対策につきましては、地球規模での気候変動等により、雨の降り方が年々局地化・集中化・激甚化する傾向にあり、各地で豪雨災害が多発しております。

本市においても同様で、今年に入って2回の豪雨災害に見舞われ、家屋の浸水や道路の冠水、土砂流入の被害を被りました。こうした被災の応急対応に当たられた水防団員等から被害や対応の状況を聞き取り調査するなど、災害発生危険箇所の把握と課題抽出を行い、その上で対策を検討してまいりたいと考えております。

また、ほ場整備事業に伴い水路の流下機能が向上し、洪水被害の発生が懸念される箇所については、下流の河川管理者である県に対し、ほ場整備と同時施工による一体的な河川改修を要望しているところであります。

【老松市長 降壇】

○議長（千葉 健） 9番、再質問ございますか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、9番。

○9番（小山緑郎） 答弁ありがとうございました。

ちょっと確認ですけれども、小規模災害復旧事業の個人負担、自己負担25%、これが半分くらいになるということ、ちょっとそれを確認と、もう一つ、農地災害復旧事業費、これは国がメインなんですけれども、これ、国・市補助75%、自己負担が25%、これについては県が入らないのですかということが一つ聞きたいということ。

あともう一つ、農地の土砂流入等の流入している箇所という文章の中で、原則、小規模災害復旧事業を活用して除去していただきますと、これに書いていますけれども、原則以外とはどういうことが考えられるか、その点ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（千葉 健） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 再質問にお答え申し上げます。

まず、私の説明がちょっと舌足らずだっかもわかりません、もう一度確認の意味でお話させていただきたいと思います。

まず、今回の農地・農業用施設災害復旧事業、農地、それから農業施設の災害復旧事業、大きく分けて補助災害と単独災害に分けられます。補助災害の場合は40万円以上かかる場合、単独災害40万円未満の小規模農地災害復旧ということになりますけれども、まず補助災害40万円以上の場合、これは通常の国庫補助率は、農地50、施設65というふうになっていますけれども、今回の災害は激甚災害ということですので、現時点でははっきり率は示されておられませんけれども、まず今回上程いたします補助予算案等は80%の国庫補助というふうに見込んでおります。

ただ、ここを80%とした場合は、その残りの20%の4分の1ということに受益者負担になりますので、農家負担といいますか、事業費全体の5%というふうになりますけれども、今後、今回激甚災害指定でありますので、補助率の嵩上ということを見込んでおります。まだ確定ではありませんけれども、仮に90%になった場合、受益者分担金は残り10%の4分の1ということですので、事業費の2.5%になるというふうに思っております。まだこれ確定しておられませんけれども、いずれそうした補助災害の場合は、そういった格好になると思います。ですから、農地、これはいろいろな農地の被害あると思います。土砂が入った場合も、そういった農地の復旧事業については、これが適用になるというふうに考えておりますけれども、いずれ40万円以上については、今申し上げたような形で補助があるということです。

それで、残念ながらこれには県の補助は入っておりません。国で90%まで、嵩上げになった場合はそれくらいまでなるのではないかというふうに見込まれているところがあります。

それから、単独災害、補助の対象外と言いますか、40万を下回った場合については、通常50ということですが、今回、市の単独補助災害ということで75%に設定しております。今回の場合は、受益者の方の負担は25%になるということですが、これについては県の方も今、検討していただいているようであります。まだ確定はしていませんけれども、県独自の補助制度ということで県が今いろいろ検討していただいているということで、県の補助分、例えば20%が入ってきますと、市が75、県が20

ということで、受益者の負担は5%という、これ40万円ですので、最高でも2万円の自己負担と、5%の場合、そういったことになろうかと思えます。いずれ県の分については、まだ確定しておりませんので、まずは今、市の75%だけを確定しているということで、県の方のこれからの発表を待ちたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（千葉 健） ただいまの答弁に対して再々質問ありますか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい。

○9番（小山緑郎） わかりました。これからいろいろ検討される事項もあるようですが、けれども、農業者、稲作も半分砂利で収穫もかなり減収されると見込まれますので、そういった傷みを少しでも反映してやるのが、やっぱり行政の務めかなと思えますので、できるだけ個人負担を少なくしていただくようお願いしておきたいと思えます。

また、慢性的な災害箇所についても、これもすぐに全部とは無理だと思いますけれども、そうした日々の積み上げよりも少しずつ解消して、市民の安全・安心を守りながら、また、地域の協力も得ながらですけれども、そうした形で少しずつ慢性化をなくしていただくようお願い申し上げまして、私からの質問を終わらせていただきます。なんとかよろしくお願いいたします。

○議長（千葉 健） これにて9番小山緑郎君の質問を終わります。

【9番 小山緑郎議員 降壇】

○議長（千葉 健） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日はこれをもって散会し、明日、本会議第3日を定刻に開議いたします。

今日のご苦勞様でございました。

午後 1時15分 散 会

